

福岡市告示第 132 号

福岡市市税条例附則第 31 条の 3 に規定する県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車を次のように定め、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車

令和元年 9 月 9 日付「軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書」において減免の対象として定められた 3 輪以上の軽自動車

- 2 確認書の閲覧

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（財政局税務部課税企画課）

URL <http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/001.html>